

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第二十五号

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県現業職員の給与に関する規則（昭和三十七年佐賀県規則第九十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「及び牛鶏糞乾燥処理作業業務」を、「牛鶏糞乾燥処理作業業務及び家畜保健衛生業務」に改める。

別表第八に次のように加える。

家畜保健衛生業務担当	家畜保健衛生所及び衛生課に勤む業務する技術員	家畜保健衛生所法（昭和25年法律第12号）第3条第1項各号に掲げる事務のうち、直接獣畜に接して行う業務又は検査の業務	1日につき 300円
------------	------------------------	--	---------------

別表第八の備考中「及び道路補修等作業担当」を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。